

第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	不法投棄対策事業
-----	----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施(補助)期間 自 継続 ~ 至

担当部	環境下水道部	担当課	生活環境課
担当係	廃棄物対策係	内線	2385 課 45020
関係課			

総合計画		基本計画の政策目標 (平成16年度 22年度)	
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第1節 自然と社会が調和した環境づくり	
	細節名	第2 廃棄物の減量と処理	
	施策名	不法投棄の防止	該当ページ 87ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン		3 環境先進都市の実現	
事業区分	新規	継続	施策 21-02-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
市民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の排出抑制、再利用の促進、適正な処理により、ごみを少なくする習慣やシステムづくりを進め、ごみのないごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)社会をめざすとともに、不法投棄のない、自然環境の保たれた環境づくりを進める。	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車輛等の撤去及び処分 ・不法投棄物廃タイヤ撤去事業	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車輛等の撤去及び処分	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車輛等の撤去及び処分		(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。 (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の概要	・不法投棄啓発看板作成・収集車両借上 ・家電リサイクル法対象不法投棄物再商品化料金負担処理 ・不法投棄対策処理 ・不法投棄物及び不法投棄車輛等の撤去及び処分 ・不法投棄物廃タイヤ撤去事業					
事業の対象者(交付先)	すべての市民					
事業費(百万円)	H19決算額	H20予算額	H21予算要求予定額	H22予算要求予定額	H20～H22合計	
百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	52	62	17	17	96	
財源内訳(イット)	一般財源	13	3	3	3	9
	国庫支出金					
	県支出金	9	9	9	9	27
	起債(その他)	30	50	5	5	60
目標値	活動の指標(アウトプット)	不法投棄処理件数 100件	90件	80件	70件	
	効果(アウトカム)	不法投棄件数 100件	90件	80件	70件	
特記事項						